



三重県公報

令和6年3月29日 (金)

号外

目次

| (番号) | (題名) | (担当) | (頁) |
|--------------------------|--|-------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 20 | 三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則 | (税 務 企 画 課) | 2 |
| 21 | 三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則 | (同) | 21 |
| 22 | 三重県公舎管理規則の一部を改正する規則 | (管 財 課) | 28 |
| 23 | 医療保健部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 | (医 療 保 健 総 務 課) | 29 |
| 24 | 三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 | (みどり共生推進課) | 31 |
| 25 | 三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則 | (下 水 道 経 営 課) | 33 |
| 26 | 三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則 | (同) | 37 |
| 27 | 三重県会計規則の一部を改正する規則 | (出 納 局) | 37 |
| 28 | 三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 | (同) | 43 |
| 公 安 委 規 則 | | | |
| 4 | 三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | (公 安 委 員 会) | 43 |
| 企 業 庁 管 理 規 程 | | | |
| 1 | 三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程 | (企 業 庁) | 44 |
| 2 | 三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程 | (同) | 48 |
| 病 院 事 業 庁 管 理 規 程 | | | |
| 4 | 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程 | (病 院 事 業 庁) | 48 |
| 5 | 三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程 | (同) | 49 |
| 6 | 三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程 | (同) | 53 |
| 訓 令 | | | |
| 2 | 三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 | (人 事 課) | 53 |

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(納税管理人の申告等)</p> <p>第十八条 納税義務者又は特別徴収義務者が納税管理人を定め、又は変更した場合に提出する申告書及び納税義務者又は特別徴収義務者が納税管理人を定め、又は変更しようとする事について承認を受けようとする場合に提出する申請書は、第二十号様式による。</p> | <p>(納税管理人の申告等)</p> <p>第十八条 納税義務者又は特別徴収義務者が納税管理人を定め、又は変更した場合に提出する申告書は、第二十号様式による。</p> |
| <p>21 21 (略)</p> | <p>21 21 (略)</p> |
| <p>(県が行う滞納処分の通知等)</p> <p>第二十八条 法第七百三十九条の五第三項の規定による徴収の引受けは、第三十六号様式の徴取引受書による。</p> <p>2 法第七百三十九条の五第三項の規定による徴収の引継ぎ並びに同条第七項の規定による徴収及び滞納処分の状況に関する通知は、第三十七号様式の通知書による。</p> <p>3 法第七百三十九条の五第六項の規定により徴収金を払い込むときは、第三十七号様式の二の通知書による。</p> | <p>(県が行う滞納処分の通知等)</p> <p>第二十八条 法第四十八条第三項の規定による個人の県民税に係る徴収金の引継ぎ又は引受けは、第三十六号様式の徴取引受書による。</p> <p>2 法第四十八条第三項の規定による引継ぎ並びに同条第七項の規定による徴収及び滞納処分の状況に関する通知は、第三十七号様式の通知書による。</p> <p>3 法第四十八条第六項の規定により徴収金を払い込むときは、第三十七号様式の二の通知書による。</p> |

様式目次

| | | | |
|--------|-------|----------------------------------|--------|
| 「二十 | 第十八条 | 納税管理人(変更)申告書 | 」を |
| 「二十 | 第十八条 | 納税管理人(変更)申告書・承認申請書 | 」に、 |
| 「二十の二 | 第十八条 | 納税管理人(変更)承認申請書 | 」を |
| 「二十の二 | 削除 | | 」に、 |
| 「三十六 | 第二十八条 | 個人の県民税及び市町民税の徴取引受書 | 」を |
| 「三十六 | 第二十八条 | 個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税の徴取引受書 | 」に、 |
| 「三十七 | 第二十八条 | 個人の県民税及び市町民税の徴収状況通知書兼引継書 | 」を |
| 「三十七 | 第二十八条 | 個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税の徴収状況通知書兼引継書 | 」に、 |
| 「三十七の二 | 第二十八条 | 個人の県民税及び市町民税に係る徴収金払込通知書 | 」を |
| 「三十七の二 | 第二十八条 | 個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税に係る徴収金払込通知書 | 」に改める。 |

第十一号様式及び第十二号様式の二を次のように改める。

第20号様式（第18条関係）

| | | |
|--|-----------------|--|
| 納税管理人（変更） | | 申告書 承認申請書 |
| 年 月 日 | | 県 税 事 務 所 長 宛て 自動車税事務所長 |
| 納税義務者（特別徴収義務者） 住（居）所 又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号 個 人 番 号 又は法人番号 | | 納税（納入）に関する一切の事項を処理させるため、次のとおり納税管理人を定める（変更する）ことについて申告（承認申請）します。 |
| 納税管理人 | 税 目 | |
| | 住（居）所 又は所在地 | |
| | 氏 名 称 又は 名 称 | （ 年 月 日生） |
| | 電 話 番 号 | |
| 上記の者を納税管理人に 定めた（変更した）理由 及 び そ の 期 間 | | 年 月 から 年 月 まで |

- 注1 納税管理人の選任期間については、確定している場合はご記入ください。
- 注2 選任期間を短縮・延長する場合など、変更の場合にはお手続きが必要です。その際は、所要事項を新旧について記載してください。
- 注3 承認申請が承認された場合については、後日、その旨の通知を納税義務者あてに通知します。

第 20 号様式の 2 削除

第三十号様式を次のように改める。

第 36 号様式（第 28 条関係）

| 個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税の徴収引受書 | |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>市町長 様</p> <p style="text-align: right;">三 重 県 知 事 三重県 県税事務所長 印</p> <p>地方税法第739条の5第3項本文の規定により、下記のとおり、個人の県民税及び市町民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金について、その徴収を引き受けます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | |
| 法第739条の5第1項の一定の期間 | <p style="text-align: right;">年 月 日から 年 月 日まで</p> |
| 法第739条の5第3項の徴収の引継ぎを受ける徴収金 | <p style="text-align: right;">件 円 (内訳は別表のとおり)</p> |
| 備 考 | |

別表
延滞金は、年 月 日 現在のものです。

| 整理 番号 | 滞 納 者 | | 年 度 | 期 別 | 納期限 | 督 促 状 発付年月日 | 税 額 円 | 督促手数料 円 | 延滞金 円 | 備 考 |
|----------|---------|-----|-----|-----|-----|----------------|----------|------------|----------|-----|
| | 住所 (居所) | 氏 名 | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | |

第三十七号様式及び第三十七号様式の二を次のように改める。

第37号様式（第28条関係）

| 個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税の徴収状況通知書兼引継書（返還用） | | | | | |
|---|-----|------------------------|--------|------------------|-------|
| | | | | 第 年 月 日 | 号 |
| 市町長 様 | | 三重県知事 三重県 県税事務所長 印 | | | |
| <p>年 月 日から 年 月 日までの期間における貴市町管内の個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税に係る徴収及び滞納処分の状況について、下記のとおり地方税法第739条の5第7項の規定により通知します。</p> <p>なお、滞納整理未済となった下記の徴収金については、同条第3項の規定により徴収の引継ぎ（返還）をします。</p> | | | | | |
| 記 | | | | | |
| 区 分 | | 引継を受けた徴収金 (確定した延滞金) | 徴収したもの | 引継ぎ(返還) をするもの | 差し引き |
| 本 税 | 金 額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 件 数 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 税 外 徴 収 金 | 金 額 | (円) | (円) | (円) | (円) |
| | 件 数 | (件) | (件) | (件) | (件) |
| 滞納者の数 | | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 備 考 | | | | | |

第37号様式の2（第28条関係）

| 個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税に係る徴収金払込通知書【現年・繰越】 | | | | | | |
|---|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------------------|---|
| | | | | | | 第 号 年 月 日 |
| 市町長 様 | | | 三 重 県 知 事 三重県 県税事務所長 印 | | | |
| <p>地方税法第739条の5第6項の規定により、下記のとおり徴収した徴収金を払い込みますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | | | | | | |
| 現年・繰越区分 | | | | | | |
| 区 分 | 県が徴収した県民税及び市町民税並びに森林環境税の徴収金の合計額 A | 県 民 税 の 按 分 率 B | 県民税と しての 徴 収 金 A×B= C | 森林環境税 の 按 分 率 D | 森林環境 税としての 徴収金 A×D= E | 市 町 民 税 としての 徴 収 金 A-C-E =F |
| 本 税 | 円 | | 円 | | | 円 |
| 督促手数料 | | | | | | |
| 延 滞 金 | | | | | | |
| 滞 納 処 分 費 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 払 込 金 額 | | 払 込 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 備 考 | | | | | | |

※現年分と繰越分は別葉で使用すること

別表

| 整理番号 | 滞納住所(居所) | 者氏名 | 年度 | 期別 | 納期限 | 税額 | 徴収状況 | | | 整理事項 |
|------|----------|-----|----|----|-----|----|------|-----|-------|------|
| | | | | | | | 年月日 | 県本税 | 督促手数料 | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

第四十号様式を次のように改める。

第40号様式（第31条関係）

（表）

| 法人開始設置申告書 | | ※処理欄 | | 電算登録 | 納税者番号 |
|--|--|--|--------------------------|--|---------------------|
| | | | | | |
| 受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て 三重県県税条例第45条第1項の規定により、申告します。 | (フリガナ) 法人名 | | | | |
| | 法人番号 | | | | |
| | 本店所在地 | | 〒 電話 () - | | |
| | (フリガナ) 代表者氏名 | | | | |
| | この申告に応答する者 | | 氏名 電話 () - | | |
| 送付先 ・ 連絡先 | | <input type="checkbox"/> 本店所在地 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input type="checkbox"/> その他 | 〒 ビル名、室名、号室等 電話 () - | | |
| 開始年月日 | 年 月 日 (本店所在地が三重県の場合のみ) | | 事業の種類 | <input type="checkbox"/> 製造業 (具体的に 業) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に 業) | |
| 設置年月日 | 年 月 日 (本店所在地が三重県以外の場合のみ) | | | <input type="checkbox"/> 公益法人等である場合 <input type="checkbox"/> 収益事業を行う。 <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない。 | |
| 資本金の額又は出資金の額 | 円 | | | <input type="checkbox"/> 一般社団法人又は一般財団法人である場合 <input type="checkbox"/> 非営利型法人 <input type="checkbox"/> 非営利型法人以外 | |
| 資本金の額及び資本準備金の額の合算額 | 円 | | | | |
| 資本金等の額 | 円 | | | | |
| 事業年度 | (自) 月 日 (至) 月 日 | | 事務所等の所在県数 | <input type="checkbox"/> 三重県内のみ <input type="checkbox"/> 三重県以外の都道府県にも事務所等がある。 (事務所等が所在する都道府県の数: 県) | |
| 申告期限の延長の有無 | 事業税 有無 : : から 月間 県民税 有無 : : から 月間 | | | | |
| 県内事業所の名称及び所在地 | | | 名 | | |
| | | | 称 | | |
| | | | 所在地 | 電話 () - | |
| 設立の形態 | 1 個人企業を法人組織とした法人 2 合併により設立とした法人 3 新設分割により設立した法人 (<input type="checkbox"/> 分割型 <input type="checkbox"/> 分社型 <input type="checkbox"/> その他) 4 その他 () | | | | |
| 設立の形態が1から3までである場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人又は分割法人の状況 | 事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称又は分割法人の名称 | | 左の住所又は本店所在地 | | |
| 設立の形態が合併又は分割の場合の適格区分 | 適格・その他 (年 月 日) | | グループ通算制度 | <input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人 | |
| 開始又は設置した法人が通算子法人である場合 | 通算親法人名 | | 適用開始事業年度 | | (自) 年 月 日 (至) 年 月 日 |
| | 通算親法人の本店所在地 | | 電話 () - | | |
| 添付書類等 | 1 定款、規約、寄附行為等の写し 2 登記事項証明書の写し 3 合併契約書の写し (合併による場合) 4 分割契約書の写し (会社分割による場合) 5 グループ通算に関する法人税の届出書類等の写し 6 その他 () | | | | |
| 関与税理士 | 氏名 | 所在地 | | 電話 () - | |

注 記載要領については裏面によります。

(裏)

法人開始・設置申告書の記載要領

新たに法人を設立した場合又は三重県に支店等を設置した場合には、その設立の日以後30日以内にこの申告書を所管県税事務所に提出しなければならないことになっています。下記の記載方法を参考としてこの申告書を作成し、添付書類を添えて提出してください（既に設立又は設置の申告をしている法人が、申告内容を変更し、又は廃止する場合は、「法人変更・廃止申告書」を使用してください）。

なお、提出にあたっては、この申告書1通（控えが必要な場合は2通）と、次の書類を1通添付して提出してください。

- 1 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
- 2 設立の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本の写し
- 3 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
- 4 分割により法人を設立した場合における分割契約書の写し

（各欄の記載方法）

- 1 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記入し、「本店所在地」欄には、登記上の本店の所在地を記載してください。
- 2 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。
- 3 「送付先・連絡先」欄には、該当する口には点（・）を付し、当該所在地を記載してください。なお、本店所在地を送付先とする場合には当該所在地欄の記載は不要です。
- 4 新たに法人を設立した場合には、「開始年月日」欄に登記簿に記載されている設立登記年月日を記載してください。県内に支店等を設置した場合には、「設置年月日」欄に設置した年月日を記載してください。

（注）合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

- 5 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載し、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」欄には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載し、「資本金等の額」欄には、地方税法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額を記載してください。
- 6 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- 7 「申告期限の延長の有無」欄には、新たに支店等を設置した場合に、既に地方税法第72条の25第3項及び第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含みます。）並びに法人税法第75条の2（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けているときは、「有」を○で囲み、承認を受けた事業年度及び延長月数を記載してください。なお、申告期限の延長には別途手続が必要です。
- 8 「事業の種類」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。「公益法人等である場合」欄は、地方税法第24条第5項に規定する公益法人等が記載してください。また、「一般社団法人又は一般財団法人である場合」欄の「非営利型法人」とは、法人税法第2条第9号の2に規定する法人をいいます。非営利型法人に該当するときは、「公益法人等である場合」欄で収益事業の有無についても記入してください。

- 9 「事務所等の所在県数」欄は、該当する□に \blacktriangleright 点を付してください。「三重県以外の都道府県にも事務所等がある。」を選択した場合は、事務所等が所在する都道府県の数（三重県を含みます。）を記載してください。
- 10 「県内事業所の名称及び所在地」欄には、その名称及び所在地を記載してください。
- 11 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当するときは「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当するときは「分社型」又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものであるときは「その他」のそれぞれの□に \blacktriangleright 点を付してください。
- なお、1から3までを選択した場合は、「設立の形態が1から3までである場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人又は分割法人の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名及び住所又は合併により消滅した法人若しくは分割法人の名称及び本店所在地を記載してください。
- また、1を選択した場合は、別途「事業開始等申告書（個人事業税）」による個人企業の廃止申告が必要です。
- 12 「設立の形態が合併又は分割の場合の適格区分」欄には、「設立の形態」欄で2又は3を選択した場合に、その合併又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当するときは「適格」、該当しないときは「その他」の文字を○で囲み、合併期日又は分割期日を記載してください。
- 13 「グループ通算制度」欄は、法人税法第64条の9の承認を受ける通算法人である場合は、該当する□に \blacktriangleright 点を付してください。
- なお、通算法人である場合には、別途「法人税に係るグループ通算制度の適用に関する報告書」を提出する必要があります。
- 14 「開始又は設置した法人が通算子法人である場合」欄は、開始又は設置と同時に通算子法人となった場合にのみ記載してください。
- 15 「添付書類等」欄には、この申告書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 16 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- 17 ※印欄は、県税事務所の処理欄ですので記載しないでください。

第五十号様式を次のように改める。

第50号様式（第44条関係）

| | | | |
|-------------------|---|-----------------|---------------|
| | | 登録番号 | |
| 年 月 日 | 特別徴収義務者 | 住所（所在地） | （電話 — — ） |
| 県税事務所長 宛て | | 氏名（名称及び代表者氏名） | |
| | | 個人番号又は法人番号 | |
| 年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書 | | | |
| ゴルフ場の名称 | | | |
| 期 間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 区 分 | 利用人員数(A) | 税 率(B) | 税額(A)×(B)=(C) |
| 一 般 | 人 | 円 | 円 |
| 特 例 | 早朝・薄暮 | （一般税率の1/2） | |
| | ゴルフ場協会等の利用 | | |
| | 65歳から69歳の利用 | | |
| | 小 計 | | |
| 合 計 | 人 | — | 円 |
| 非課税利用 | ① 障害者の利用 | 人 | |
| | ② 18歳未満の利用 | 人 | |
| | ③ 70歳以上の利用 | 人 | |
| | ④ 学生・生徒及び教員の利用 | 人 | |
| | ⑤ 国民スポーツ大会（公式練習を含む）の利用 | 人 | |
| | ⑥ 国際競技大会（公式練習を含む）の利用 | 人 | |
| 合 計 | | 人 | |
| この申告書に基づいて納めた年月日 | | 年 月 日 | |
| 申告納入期限 | | 年 月 日 | |
| 備 考 | （課税対象外利用人員数） 従業員利用： 人、プロの公式試合参加利用： 人、連盟会議出席者の利用： 人、 その他（ ）： 人 | | |

注 この申告書を提出すると同時にゴルフ場利用税を納入してください。

第七十六号様式を次のように改める。

第76号様式（第68条の12関係）

| |
|---|
| <p>承 認 軽油引取税免除 通知書 申請却下</p> |
| <p style="text-align: right;">承 認 申請却下</p> <p>年 月 日申請に係る軽油について リットル分の免除を します。</p> |
| <p>理 由</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> |
| <p>年 月 日</p> |

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申告書等は、この規則による改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された申告書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十一号

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則(昭和三十四年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二号様式を次のように改める。

第42号様式（第2条関係）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---------|----|-----|-------|------|------|-------|------|----------|----|---|-----|
| | | | | | | | | | | 番号 | | | |
| (滞納者、利害関係人) | | | | | | | | | | 年 | 月 | 日 | |
| 住(居)所 | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | 様 | | | |
| | | | | | | | | | | 三重県知事 | | | |
| | | | | | | | | | | 県税事務所長 | | | |
| | | | | | | | | | | 自動車税事務所長 | | | |
| 公売通知書（債権申立催告書） | | | | | | | | | | | | | |
| 下記の財産を国税徴収法第94条の規定により公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。 | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納者 | 住(居)所 | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 公売方法 | | 入札、競り売り | | | | | | | | | | | |
| 公売日時 | 入札、競り売り | | 年 | 月 | 日 | 午前 | 午後 | 時 | 分から | 午前 | 午後 | 時 | 分まで |
| | 開札 | | 年 | 月 | 日 | 午前 | 午後 | 時 | 分 | | | | |
| 公売場所 | | | | | | | | | | | | | |
| 売却決定日時 | | 年 | 月 | 日 | 午前 | 午後 | 時 | 分 | 場所 | | | | |
| 買受代金納付期限 | | 年 | 月 | 日 | 午前 | 午後 | 時 | 分 | まで | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 公売財産 | 名称 | 数量 | 性質 | | 所在その他 | | | 公保証金 | 見積価額 | | | | |
| | | | | | | | | 円 | 円 | | | | |
| 公売に係る徴収金 | 年度 | 期別 | 税目 | 納期限 | 税額 | 延滞金額 | 加算金額 | 滞納処分費 | 計 | | | | |
| | | | | ・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| | | | | ・ | | | | | | | | | |
| | | | | ・ | | | | | | | | | |
| | | | | ・ | | | | | | | | | |
| | 合計 | | 計 | | | | | | | | | | |

- (注) 1 公売財産の売却代金から配当を受けることができる者（交付要求をした者又は質権、抵当権その他の権利を有する者）は、債権現在額申立書を上記財産の売却決定する日の前日までに提出して下さい。
- 2 上記「公売に係る徴収金」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。
- 3 この財産の公売手続については、「公売公告」又は「最高価申込者の決定」若しくは「売却決定」の各処分に対して、以下のとおり審査請求又は取消しの訴えを提起することができます。

これらの処分について不服がある場合は、それぞれの処分についてその処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、その処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、その裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、その処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やその処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この通知書は、国税徴収法第96条第1項及び第2項の規定に基づき、滞納者、利害関係人等に対して公売の通知をする場合に使用する。
- 二 国税徴収法第89条の2第1項の規定による換価執行決定に基づく特定参加差押不動産の公売を行う場合は、本文中「下記の財産を国税徴収法」とあるのを、「国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行決定を行った下記の財産を同法」とする。また、差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、「国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行決定を行った財産を含む下記の財産を同法」とする。
- 三 「公売に係る徴収金」欄には必要に応じて、公売に係る徴収金以外の滞納徴収金を併記して差し支えない。この場合はその旨を明記する。また、特定参加差押不動産を公売する場合は、特定参加差押えに係る徴収金を記載すること。
- 四 差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、該当する不動産について、「公売財産」欄のうち「所在その他」欄に特定参加差押不動産である旨を記載する。
- 五 交付要求（参加差押を含む。）をしている者に発するものについては、「公売財産」欄を必要に応じて簡記し、例えば名称その他については「何年何月何日、差押えに係る三方桐三重箆箭1棹ほか家財道具何点」とし、公売保証金及び見積価額の記載を省略しても差し支えない。なお「公売財産」欄は、質権者等交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであることに留意する。
- 六 権利者等にこの通知書を発送する場合には、債権現在額申立書の用紙を同封する。
- 七 国税徴収法第96条を準用する第109条第4項の規定により差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書は、この様式を適宜に補正して使用する。

第四十八号様式を次のように改める。

第48号様式（第2条関係）

| | | | | | |
|---|-------|----------------------------|---------|-----------------------------|--|
| | | | | 番号 | |
| (滞納者、利害関係人) 住(居)所 氏名 様 | | | | 年 月 日 | |
| | | | | 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長 | |
| 不動産等の最高価申込者決定通知書 | | | | | |
| 国税徴収法第104条の規定により、下記のとおり、換価財産の最高価申込者を決定しましたので、同法第106条第2項の規定により通知します。 | | | | | |
| 滞納者 | 住(居)所 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| 換価財産の内容 | 名 称 | 数 量 | 最高価申込価額 | 最高価申込者の氏名 | |
| | | | 円 | | |
| 最高価申込者決定年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 売却決定 | 日 時 | 年 月 日 午前 ^{午後} 時 分 | | | |
| | 場 所 | | | | |

(注) 1 最高価申込者が上記換価財産を取得するのは、売却決定をした後代金を完納したとき（代金納付期限 年 月 日）です。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(調理要領)

- 一 この通知書は、国税徴収法第106条第2項の規定に基き、不動産等の最高価申込者の氏名その他を滞納者及び利害関係人のうち知れている者に通知する場合に使用する。
- 二 同法第106条第2項を準用する法第109条第4項の規定により、差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書は、この様式を適宜補正して使用する。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十二号

三重県公舎管理規則

三重県公舎管理規則（昭和三十五年三重県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第四条（略）</p> <p>（公舎の種類）</p> <p>第四条の二 公舎は、無料公舎及び有料公舎とする。</p> <p>（無料公舎）</p> <p>第四条の三 無料公舎は、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、県民等の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために、その勤務する庁舎に近接する場所に居住しなければならない職員として知事が別に定める職員に対して無料で貸与する。</p> <p>（有料公舎）</p> <p>第四条の四 有料公舎は、無料公舎の貸与を受ける職員以外の職員に対して、有料で貸与する。</p> <p>（有料公舎の貸付料）</p> <p>第七条 有料公舎の貸付料は月額とし、知事が国家公務員宿舎法施行令（昭和三十二年政令第三百四十一号）第十三条及び第十四条の規定に準じて別に定める公舎貸付料算定基準に基づき算定した額とする。</p> <p>2 有料公舎の使用を許可された者は、前項に定める貸付料を納入しなければならない。</p> <p>3 有料公舎の使用期間が一月に満たないときのその月分の貸付料は、その月の使用期間により日割計算した額とする。この場合において、貸付料が十円未満であるとき、又は貸付料に十円未満の端数があるときは、当該貸付料又は貸付料の端数は十円とする。</p> <p>（有料公舎の貸付料の納入）</p> <p>第八条 有料公舎の貸付料は、納入通知書の定めるところにより毎月二十五日までにその月分を納入しなければならない。</p> <p>2 納期日後にあらたに有料公舎を借受けた時の貸付料は、その翌月分を合算して納入するものとする。</p> <p>3 有料公舎を返還する場合における貸付料は、退去の日がその月の納期日前の時は退去の日に納入し、退去の日がその月の納期日後の時に既納の貸付料よりその月の入居しない日に相当する貸付料を返還するものとする。</p> <p>（注意義務）</p> <p>第九条 公舎の使用を許可された者（以下「使用者」と</p> | <p>第四条（略）</p> <p>（貸付料）</p> <p>第七条 貸付料は月額とし、知事が国家公務員宿舎法施行令（昭和三十二年政令第三百四十一号）第十三条及び第十四条の規定に準じて別に定める公舎貸付料算定基準に基づき算定した額とする。</p> <p>2 公舎の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前項に定める貸付料を納入しなければならない。</p> <p>3 公舎の使用期間が一月に満たないときのその月分の貸付料は、その月の使用期間により日割計算した額とする。この場合において、貸付料が十円未満であるとき、又は貸付料に十円未満の端数があるときは、当該貸付料又は貸付料の端数は十円とする。</p> <p>（貸付料の納入）</p> <p>第八条 貸付料は、納入通知書の定めるところにより毎月二十五日までにその月分を納入しなければならない。</p> <p>2 納期日後にあらたに公舎を借受けた時の貸付料は、その翌月分を合算して納入するものとする。</p> <p>3 公舎を返還する場合における貸付料は、退去の日がその月の納期日前の時は退去の日に納入し、退去の日がその月の納期日後の時に既納の貸付料よりその月の入居しない日に相当する貸付料を返還するものとする。</p> <p>（注意義務）</p> <p>第九条 使用者は、善良な管理者としての注意を払い常</p> |

| | |
|--|------------------------------------|
| <p>いう。)は、善良な管理者としての注意を払い常に公舎を正常な状態において維持保存しなければならない。</p> | <p>に公舎を正常な状態において維持保存しなければならない。</p> |
|--|------------------------------------|

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

医療保健部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十三号

医療保健部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

第一条 三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十六年三重県条例第三十三号）第十三条第一項の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

第二条 別記様式による証明書は、これと同一の様式による立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書であつて前条に規定する条例以外の法令の規定に基づくものと併せて、一の用紙により作成することができる。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

| | |
|--|---|
| <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>三重県知事</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 印 </div> | <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">写 真</p> </div> |
|--|---|

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十四号

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

三重県自然環境保全条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第七条 条例第十一条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる工作物の新築の場合 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>チ〜コ (略)</p> <p>四〜二十六 (略)</p> | <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第七条 条例第十一条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる工作物の新築の場合 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>チ〜コ (略)</p> <p>四〜二十六 (略)</p> |
| <p>(特別地区内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第十一条 条例第十一条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十一条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第四十六条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>へ〜ウ (略)</p> <p>二〜九 (略)</p> <p>十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは</p> | <p>(特別地区内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第十一条 条例第十一条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十一条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第四十六条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>ホ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>へ〜ウ (略)</p> <p>二〜九 (略)</p> <p>十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは</p> |

は湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チ〜ル (略)

十一〜十三 (略)

(捕獲等の届出の適用除外)

第二十三条 条例第二十条第六項第一号の規則で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて次に掲げる行為に伴うものであること(事後に知事に通知したものに限り)。

イ・ロ (略)

ハ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ〜オ (略)

(希少野生動植物監視地区内における届出を要しない行為)

第二十六条 条例第二十三条第六項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ〜ホ (略)

ハ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、希少野生動植物監視地区が指定された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十三条第一項の規定による届出をして設置されたもの(条例第四十六条第二項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条の

は湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

ト 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チ〜ル (略)

十一〜十三 (略)

(捕獲等の届出の適用除外)

第二十三条 条例第二十条第六項第一号の規則で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて次に掲げる行為に伴うものであること(事後に知事に通知したものに限り)。

イ・ロ (略)

ハ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ 漁港漁場整備法第二十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ〜オ (略)

(希少野生動植物監視地区内における届出を要しない行為)

第二十六条 条例第二十三条第六項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ〜ホ (略)

ハ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、希少野生動植物監視地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十三条第一項の規定による届出をして設置されたもの(条例第四十六条第二項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

ト 漁港漁場整備法第六条の二第一項に規定する

| | |
|---|--|
| <p>三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> | <p>漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> |
| <p>チ（略）</p> | <p>チ（略）</p> |
| <p>二（略）</p> | <p>二（略）</p> |
| <p>（国等に関する通知の適用除外等）</p> | <p>（国等に関する通知の適用除外等）</p> |
| <p>第五十一条 条例第四十六条第二項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> | <p>第五十一条 条例第四十六条第二項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> |
| <p>一（略）</p> | <p>一（略）</p> |
| <p>二 条例第二十三条第一項の届出をすべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの</p> | <p>二 条例第二十三条第一項の届出をすべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの</p> |
| <p>イ（略）</p> | <p>イ（略）</p> |
| <p>チ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの</p> | <p>チ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの</p> |
| <p>(1)・(2)（略）</p> | <p>(1)・(2)（略）</p> |
| <p>(3) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第五条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合</p> | <p>(3) 漁港漁場整備法第五条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合</p> |
| <p>(4)・(5)（略）</p> | <p>(4)・(5)（略）</p> |
| <p>リ（略）</p> | <p>リ（略）</p> |

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十五号

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計規則（令和二年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（職員の賠償責任に係る職の指定）</p> | <p>（職員の賠償責任に係る職の指定）</p> |
| <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）</p> | <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）</p> |
| <p>第二百四十三条の二の八第一項の規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> | <p>第二百四十三条の二の二第二項の規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> |
| <p>一 自治法第二百四十三条の二の八第一項第一号から第三号までに係るものについて、行政組織規則に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> | <p>一 自治法第二百四十三条の二の二第二項第一号から第三号までに係るものについて、行政組織規則に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> |
| <p>二 自治法第二百四十三条の二の八第一項第四号に</p> | <p>二 自治法第二百四十三条の二の二第二項第四号に</p> |

係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員

三 (略)

(公金の徴収又は収納の委託)

第三十二条 所属の長は、法第三十三条の二において準用する自治法第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、その旨を部の企業出納員に通知しなければならない。

2 法第三十三条の二において準用する自治法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等は、次の各号に掲げるものとする。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

3 前二条の規定は、法第三十三条の二において準用する自治法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者の収納について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定中「現金払込書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

(誤払金等の戻入)

第三十五条 所属の長は、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡し、若しくは概算払した場合の精算残金(以下この条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定書(第十九号様式)により返納額の決定を行うとともに、返納金戻入通知書(第十七号様式(その四))を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第二十三条第四項の規定を準用する。

2 6 (略)

(委託事務の計算書)

第三十七条 法第三十三条の二において準用する自治法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収及び収納に関する事務の委託を受けた者は、毎月その収納について、別に定める計算書を作成し、関係書類とともに、翌月十日までに当該事務を所管する所属の長を経て部の企業出納員に提出しなければならない。ただし、委託を解除されたとき又は委託事務を完了したときは、速やかに当該計算書を、当該事務を所管する所属の長を経て部の企業出納員に提出しなければならない。

(隔地払)

係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員

三 (略)

(私人に対する公金の徴収又は収納の委託)

第三十二条 所属の長は、法第三十三条の二の規定により、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を部の企業出納員に通知しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定により収納の事務の委託を受けた者の収納について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定中「現金払込書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

(誤払金等の戻入)

第三十五条 所属の長は、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡し、若しくは概算払し、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金(以下この条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定書(第十九号様式)により返納額の決定を行うとともに、返納金戻入通知書(第十七号様式(その四))を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第二十三条第四項の規定を準用する。

2 6 (略)

(委託事務の計算書)

第三十七条 公金の徴収及び収納事務の委託を受けた者は、毎月その収納について、別に定める計算書を作成し、関係書類とともに、翌月十日までに当該事務を所管する所属の長を経て部の企業出納員に提出しなければならない。ただし、委託を解除されたとき又は委託事務を完了したときは、速やかに当該計算書を、当該事務を所管する所属の長を経て部の企業出納員に提出しなければならない。

(隔地払)

第四十八条 (略)

(随意契約)

第百六十七条 令第二十一条の十三第一項第一号に規定する額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～六 (略)

2 令第二十一条の十三第一項第三号及び第四号に規定する手続は、次のとおりとする。

一～四 (略)

様式目次

| (様式番号) | (様式名) | (適用条項) |
|---------|-------|--------|
| 第1号様式～ | (略) | (略) |
| 第28号様式 | | |
| 第29号様式 | 削除 | |
| 第30号様式～ | (略) | (略) |
| 第65号様式 | | |

第四十八条 (略)

2 前項の場合において、債権者の申出により出納取扱金融機関以外の金融機関から支払をしようとするときは、企業出納員は、出納取扱金融機関にその手続をさせるとともに、出納取扱金融機関振出しの小切手に送金案内書(第二十九号様式)を添えて債権者に送付しなければならない。

(随意契約)

第百六十七条 令第二十一条の十四第一項第一号に規定する額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～六 (略)

2 令第二十一条の十四第一項第三号及び第四号に規定する手続は、次のとおりとする。

一～四 (略)

様式目次

| (様式番号) | (様式名) | (適用条項) |
|---------|-------|--------|
| 第1号様式～ | (略) | (略) |
| 第28号様式 | | |
| 第29号様式 | 送金案内書 | 第48条 |
| 第30号様式～ | (略) | (略) |
| 第65号様式 | | |

第二十八号様式及び第二十九号様式を次のように改める。

第28号様式（第48条、第49条、第183条関係）

送 金 通 知 書

| | |
|-----|--|
| No. | |
|-----|--|

(摘要)

| | |
|---------|------|
| 債権者住所氏名 | (住所) |
| | (氏名) |

| | | |
|-------|--|---|
| 支 払 額 | | 円 |
|-------|--|---|

上記の金額をこの通知書と引換えに出納金融機関でお受け取りください。
 出納金融機関で受け取ることができない場合は、口座のある取引金融機関へお問い合わせください。
 (ゆうちょ銀行は除きます。)
 その場合、代金取立手数料が発生します。
 なお、手数料は各金融機関により異なります。

年度
送金通知書番号

年 月 日
(三重県流域下水道事業企業出納員) 印

ご注意

- この通知書により表記の金額を受領される方は、運転免許証、年金手帳、旅券、健康保険証等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面の提示が必要です。
- 本書発行の日から一年を経過したときは、銀行は支払をいたしませんので、なるべく早くお受け取りください。
- 本書を亡失したときは、直ちにその旨を支払銀行に通知し、支払の停止を請求してください。

| | |
|--|--------------|
| 委 任 状 | |
| 表記金額の領収を _____ に委任します。 年 月 日 住所 氏名 (署名又は記名押印) | |
| 領 収 書 | |
| 表記金額を領収しました。 年 月 日 住所 氏名 | |
| <table border="1" style="width: 80px; height: 60px;"> <tr> <td style="text-align: center;">収入印紙 要・不要</td> </tr> </table> | 収入印紙 要・不要 |
| 収入印紙 要・不要 | |

備考 印紙税法の規定により印紙税を納めることとなっている場合は「要」に○印を、非課税の場合は「不要」に○印を付すること。

(規格A 4縦)

第29号様式 監除

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県流域下水道事業会計規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十六号

三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計取扱金融機関事務取扱規則（令和二年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(隔地払)</p> <p>第十五条 出納取扱金融機関は、企業出納員から会計規則第四十八条の規定に基づく隔地払の依頼を受けたときは、その手続を行うとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> | <p>(隔地払)</p> <p>第十五条 出納取扱金融機関は、企業出納員から会計規則第四十八条第一項の規定に基づく出納取扱金融機関を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、その手続を行うとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> |
| <p>(未払証明)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権決定の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、債権者から会計規則第四十九条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、前条の規定に準じて支払わなければならない。</p> | <p>2 出納取扱金融機関は、企業出納員から隔地払（出納取扱金融機関以外）送金依頼書（入金票）により会計規則第四十八条第一項の規定に基づく出納取扱金融機関以外を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、当該依頼書に基づく出納取扱金融機関振出しの小切手を企業出納員に送付しなければならない。</p> <p>(未払証明)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権判決の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、債権者から会計規則第四十九条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、前条第一項の規定に準じて支払わなければならない。</p> |

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十七号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(出納員)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 出納員は、次の各号の所属の区分に応じ、当該</p> | <p>(出納員)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 出納員は、次の各号の所属の区分に応じ、当該</p> |

各号に掲げる職をもって充てる。

一 三 (略)

四 教育委員会事務局 教育総務課の班長

3 8 (略)

(職員の賠償責任に係る職の指定)

第九条 法第二百四十三条の二の八第一項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。

一 法第二百四十三条の二の八第一項第一号から第三号までに係るものについて、三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者

二 法第二百四十三条の二の八第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員

三 (略)

(誤払金等の戻入)

第二十三条 所属の長は、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払又は法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に関する事務を委託した場合の精算残金(以下本条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定・戻入決議書(第九号様式)により返納額及び戻入の決定を行い、返納金戻入通知書(第六号様式)を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第十三条第四項の規定を準用する。

2 5 (略)

(公金の徴収又は収納の委託)

第二十七条 所属の長は、法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、この旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等は、次の各号に掲げるものとする。

一 県税(当該県税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)

二 分担金

三 負担金

四 使用料

五 手数料

六 賃貸料

七 不動産売払代金

八 物品売払代金

九 寄附金

各号に掲げる職をもって充てる。

一 三 (略)

3 8 (略)

(職員の賠償責任に係る職の指定)

第九条 法第二百四十三条の二の二第一項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。

一 法第二百四十三条の二の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者

二 法第二百四十三条の二の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員

三 (略)

(誤払金等の戻入)

第二十三条 所属の長は、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金(以下本条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定・戻入決議書(第九号様式)により返納額及び戻入の決定を行い、返納金戻入通知書(第六号様式)を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第十三条第四項の規定を準用する。

2 5 (略)

(私人に対する歳入の徴収又は収納の委託)

第二十七条 所属の長は、令第五百五十八条第一項若しくは令第五百五十八条の二第一項又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十六の規定により歳入(放置違反金を含む。)の徴収又は収納事務を私人に委託したときは、この旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 令第五百五十八条の二第一項第三号及び第七号に規定する規則で定める歳入は、次の各号に掲げるものとする。

一 負担金であつて次のいずれかに該当するもの

ア 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の規定に基づく国児学園保護費負担金

イ 児童福祉法第五十六条の規定に基づく児童措置費負担金

ウ 児童福祉法第五十六条の規定に基づく障がい児入所施設措置費保護者等負担金

エ 三重県心身障害者扶養共済条例(昭和四十五年三重県条例第十号)第八条の規定に基づく心身障がい者扶養共済事業負担金

二 不当利得による返還金であつて次のいずれか

| | |
|---|--|
| <p>十 週料</p> <p>十一 貸付金の元利償還金</p> <p>十二 損害賠償金（第十四号に掲げる遅延損害金を除く。）</p> <p>十三 不当利得による返還金</p> <p>十四 第二号から第五号まで及び第十号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第六号から第九号まで及び第十一号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金</p> <p>十五 放置違反金</p> | <p>に該当するもの</p> <p>ア 生活保護法（昭和三十五年法律第四百四十四号）第六十三条の規定に基づく生活保護費返還金</p> <p>イ 生活保護法第七十八条の規定に基づく生活保護費徴収金</p> <p>ウ 児童扶養手当過払分に係る返還金</p> <p>エ 三重県心身障がい者扶養共済年金過払分に係る返還金</p> |
| <p>3 第二十条及び第二十一条の規定は、法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者の歳入等の収納について準用する。ただし、第二十一条第二項及び第三項の規定中「現金収納票」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。</p> <p>（委託事務の計算報告書）</p> | <p>3 第二十条及び第二十一条の規定は、徴収又は収納事務の委託を受けた者の歳入の収納について準用する。ただし、第二十一条第二項及び第三項の規定中「現金収納票」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。</p> <p>4 令第五百五十八条の二第一項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 普通地方公共団体の公金又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに類するものに係る料金をいう。）に関する事務処理について相当の実績を有すること。</p> <p>二 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</p> <p>三 歳入金の収納の状況を正確に記録し、及び遅滞なく知事に報告することができ、かつ、収納した現金を知事の指定した日までに指定金融機関等に払い込むことができる体制を有していること。</p> <p>（委託事務の計算報告書）</p> |
| <p>第二十八条 法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収に関する事務の委託を受けた者は、毎月その出納について、歳入歳出計算報告書（第十三号様式）を作成し、関係書類とともに、翌月十日までに当該事務を所管する部局等の長を経て会計管理者に提出しなければならない。ただし、委託を解除されたとき、又は委託事務を完了したときは、速やかに当該計算報告書を当該事務を所管する部局等の長を経て会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（隔地払）</p> | <p>第二十八条 歳入の徴収事務の委託を受けた者は、毎月その出納について、歳入歳出計算報告書（第十三号様式）を作成し、関係書類とともに、翌月十日までに当該事務を所管する部局等の長を経て会計管理者に提出しなければならない。ただし、委託を解除されたとき、又は委託事務を完了したときは、速やかに当該計算報告書を当該事務を所管する部局等の長を経て会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（隔地払）</p> |
| <p>第三十九条 （略）</p> | <p>2 前項の場合において、債権者からの申出により指定金融機関以外の金融機関から支払をしようとするときは、会計管理者は、指定金融機関にその手続をさせるとともに、指定金融機関振出しの小切手に送金案内書（第二十七号様式）を添えて債権者に送付しなければならない。</p> |

(公金の支出の委託)

第五十七条 所属の長は、法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に関する事務を委託したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定により支出に関する事務の委託を受けた者は、その支出の結果を支出委託報告書(第三十五号様式)により所属の長へ報告しなければならない。

3 第一項の規定により支出に関する事務の委託を受けた者は、決算時に当該年度分の支出の結果を所属の長を経て会計管理者に報告しなければならない。

(歳入歳出外現金等の区分)

第九十一条 歳入歳出外現金及び保管有価証券(以下「歳入歳出外現金等」という。)は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

一 〇十一 (略)

十二 森林環境税保管金

十三 (略)

(準用規定)

第二百二十八条 第二百二十二条から第二百二十六条までの規定は、会計管理者が、次に掲げる者が処理した事務について検査を行う場合に準用する。この場合において、第二百二十三条、第二百二十四条第一項、第二百五条第二項及び第二百二十六条中「知事」とあるのは「会計管理者」と、第二百五条第一項中「検査を受ける者」とあるのは「第二百二十八条第一項各号に掲げる者(次条において「受検者」という。)」と、第二百二十六条第二項及び第三項中「所属」とあるのは「受検者」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託を受けた者

2 前項の規定により準用される第二百二十二条の規定にかかわらず、前項第二号の者が処理した事務については、定期及び必要があるときは臨時に、書面検査又は実地検査を行うものとする。

3 (略)

(現金出納計算書)

(支出事務の委託)

第五十七条 所属の長は、令第六十五條の三第一項の規定により私人に支出の事務を委託したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定により支出事務の委託を受けた者は、その支出の結果を支出委託報告書(第三十五号様式)により所属の長へ報告しなければならない。

(歳入歳出外現金等の区分)

第九十一条 歳入歳出外現金及び保管有価証券(以下「歳入歳出外現金等」という。)は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

一 〇十一 (略)

十二 (略)

(準用規定)

第二百二十八条 第二百二十二条から第二百二十六条までの規定は、会計管理者が、次に掲げる者が処理した事務について検査を行う場合に準用する。この場合において、第二百二十三条、第二百二十四条第一項、第二百五条第二項及び第二百二十六条中「知事」とあるのは「会計管理者」と、第二百五条第一項中「検査を受ける者」とあるのは「第二百二十八条第一項各号に掲げる者(次条において「受検者」という。)」と、第二百二十六条第二項及び第三項中「所属」とあるのは「受検者」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 令第五十八条第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

三 令第五十八条の二第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

四 令第六十五條の三第一項の規定により支出の事務の委託を受けた者

2 前項の規定により準用される第二百二十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が処理した事務については、当該各号に定める方法等により検査を行うものとする。

一 前項第二号及び第四号 必要の都度書面検査又は実地検査

二 前項第三号 定期的に書面検査又は実地検査。ただし、必要があるときは臨時に実地検査

3 (略)

(現金出納計算書)

| | |
|---|---|
| 第百三十六条 (略) 2 前項の規定は、 <u>法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に準用する。</u> | 第百三十六条 (略) 2 前項の規定は、 <u>第二十七条第一項の規定による徴収又は収納事務の委託を受けた者に準用する。</u> |
|---|---|

様式目次中「二十七 第三十九条 送金案内書」を「二十七 削除」に改める。
第二十六号様式及び第二十七号様式を次のように改める。

第26号様式（第39条関係）

送金通知書

| | |
|-----|--|
| No. | |
|-----|--|

(摘要)

| | |
|---------|--|
| 債権者住所氏名 | |
|---------|--|

| | |
|-----|---|
| 支払額 | 円 |
|-----|---|

上記の金額をこの通知書と引換えに指定金融機関でお受け取りください。
 指定金融機関で受け取ることができない場合は、口座のある取引金融機関へお問い合わせください。
 (ゆうちょ銀行は除きます。)
 その場合、代金取立手数料が発生します。
 なお、手数料は各金融機関により異なります。

年度
送金通知書番号

年 月 日
(三重県会計管理者(出納員))

印

ご注意

- この通知書により表記の金額を受領される方は、運転免許証、年金手帳、旅券、健康保険証等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面の提示が必要です。
- 本書発行の日から一年を経過したときは、銀行は支払をいたしませんので、なるべく早くお受け取りください。
- 本書を亡失したときは、直ちにその旨を支払銀行に通知し、支払の停止を請求してください。

委任状

表記金額の領収を _____ に委任します。
 年 月 日 住所
 氏名 (自署又は記名押印)

領収書

表記金額を領収しました。
 年 月 日 住所
 氏名

| |
|--------------|
| 収入印紙 要・不要 |
|--------------|

(規格A4縦)

第27号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県会計規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十八号

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則（平成十九年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(隔地払)</p> <p>第二十七条 指定金融機関は、会計管理者等から会計規則第三十九条の規定に基づく隔地払の依頼を受けたときは、その手続をするとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> | <p>(隔地払)</p> <p>第二十七条 指定金融機関は、会計管理者等から会計規則第三十九条第一項の規定に基づく指定金融機関を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、その手続をするとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> |
| <p>(未払証明)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 指定金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権決定の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 指定金融機関は、債権者から会計規則第四十条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、<u>第二十七条の規定に準じて支払わなければならない。</u></p> | <p>21 指定金融機関は、会計管理者から隔地払（指定金融機関以外）送金依頼書（入金票）により会計規則第三十九条第二項の規定に基づく指定金融機関以外を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、当該依頼書に基づく指定金融機関振出しの小切手を会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>(未払証明)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 指定金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権判決の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 指定金融機関は、債権者から会計規則第四十条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、<u>第二十七条第一項の規定に準じて支払わなければならない。</u></p> |

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

三重県公安委員会規則第四号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------|--------------|---|-----------------|-------------|--|
| 別表第三（第十三条の二関係） | | | 別表第三（第十三条の二関係） | | |
| 区分 | 路線名 | 区間 | 区分 | 路線名 | 区間 |
| 一 ～ 九五 | (略) | (略) | 一 ～ 九五 | (略) | (略) |
| 九六 | 県道大淀 港高明線 | 三重県多気郡明和町大字行部字東 浦二八二番二地先から三重県多気 郡明和町大字行部字八ツ川五二三番 一地先まで | 九六 | (略) | (略) |
| 九七 ～ 二六〇 | (略) | (略) | 九五 ～ 二六〇 | (略) | (略) |
| 二六二 ～ 三四八 | (略) | (略) | 二六〇 | 町道明和 中央線 | 三重県多気郡明和町大字行部三 一六番一から三重県多気郡明和町大 字行部二八三番四まで |
| 二六二 ～ 三四八 | (略) | (略) | 二六一 ～ 三四八 | (略) | (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県企業庁長 山口 武 美

三重県企業庁管理規程第一号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (職員の賠償責任に係る職の指定) | (職員の賠償責任に係る職の指定) |
| 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭 和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八 第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者と する。 | 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭 和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二 第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者と する。 |
| 一 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第一号 から第三号までに係るものについて、組織規程に規 定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 | 一 地方自治法第二百四十三条の二の二第一項第一号 から第三号までに係るものについて、組織規程に規 定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 |
| 二 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第四号 に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従 事する職員 | 二 地方自治法第二百四十三条の二の二第一項第四号 に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従 事する職員 |
| 三 (略) | 三 (略) |
| (収納金の取扱手続) | (収納金の取扱手続) |
| 第三十一条 (略) | 第三十一条 (略) |

2 企業出納員は、前項の規定により現金等で収入を収納したときは、速やかに現金払込書(第二十三号様式)により取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、庁長が別に定めるものについてはこの限りではない。

3・4 (略)

(公金の徴収又は収納の委託)

第三十二条 課長又は所長は、法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、その旨を本庁出納員に通知しなければならない。

2 第三十条及び前条の規定は、法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者の収納について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定中「現金払込書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

(誤払金等の戻入)

第三十五条 課長又は所長は、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡し、若しくは概算払し、又は法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に関する事務を委託した場合の精算残金(以下この条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定書(第二十六号様式)により返納額の決定を行うとともに、返納金戻入通知書(第二十三号様式)を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第二十三条第四項の規定を準用する。

2・6 (略)

(委託事務の計算書)

第三十七条 法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収及び収納に関する事務の委託を受けた者は、毎月その収納について、別に定める計算書を作成し、関係書類とともに、翌月十日までに当該事務を所管する課長又は所長を経て本庁出納員に提出しなければならない。ただし、委託を解除されたとき、又は委託事務を完了したときは、速やかに当該計算書を当該事務を所管する課長又は所長を経て本庁出納員に提出しなければならない。

(隔地払)

第四十八条 (略)

(公金の支出の委託)

2 企業出納員は、前項の規定により現金等で収入を収納したときは、速やかに現金払込書(第二十三号様式)により取扱金融機関に払い込まなければならない。

3・4 (略)

(私人に対する公金の徴収又は収納の委託)

第三十二条 課長又は所長は、法第三十三条の二の規定により、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を本庁出納員に通知しなければならない。

2 第三十条及び前条の規定は、収納事務の委託を受けた者の収納について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定中「現金払込書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

(誤払金等の戻入)

第三十五条 課長又は所長は、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡し、若しくは概算払し、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金(以下この条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定書(第二十六号様式)により返納額の決定を行うとともに、返納金戻入通知書(第二十三号様式)を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第二十三条第四項の規定を準用する。

2・6 (略)

(委託事務の計算書)

第三十七条 公金の徴収及び収納事務の委託を受けた者は、毎月その収納について、別に定める計算書を作成し、関係書類とともに、翌月七日までに当該事務を所管する課長又は所長を経て本庁出納員に提出しなければならない。ただし、委託を解除されたとき、又は委託事務を完了したときは、速やかに当該計算書を当該事務を所管する課長又は所長を経て本庁出納員に提出しなければならない。

(隔地払)

第四十八条 (略)

2 前項の場合において、債権者の申し出により出納取扱金融機関以外の金融機関から支払をしようとするときは、企業出納員は、出納取扱金融機関にその手続きをさせるとともに、出納取扱金融機関振出しの小切手に送金案内書(第三十八号様式)を添えて債権者に送付しなければならない。

(支出の事務の委託)

| | |
|--|---|
| <p>第六十四条 課長又は所長は、<u>法第三十三条の二</u>において適用する<u>地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に関する事務を委託したときは、その旨を本庁出納員に通知しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により支出に関する事務の委託を受けた者は、その支出の結果を別に定める報告書により本庁出納員へ報告しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により支出に関する事務の委託を受けた者は、決算時に当該年度分の支出の結果を本庁出納員を経て庁長に報告しなければならない。 (随意契約)</p> <p>第六百六十四条 令第二十一条の十三第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～六 (略)</p> <p>2 令第二十一条の十三第一項第三号及び第四号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。 一～四 (略)</p> | <p>第六十四条 課長又は所長は、<u>令第二十一条の十一第一項の規定により私人に支出の事務を委託したときは、その旨を本庁出納員に通知しなければならない。</u></p> <p>2 第五十四条から第五十八条までの規定は、別に定めあるもののほか、支出の事務の委託を受けた者について適用する。 (随意契約)</p> <p>第六百六十四条 令第二十一条の十四第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～六 (略)</p> <p>2 令第二十一条の十四第一項第三号及び第四号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。 一～四 (略)</p> |
|--|---|

別表第四を次のように改める。

別表第4 (第76条、第91条関係)

貯蔵品類別表

| 品種 | 摘要 |
|------------|---|
| 1 直管 | ダクタイル鋳鉄管、鋼管、ステンレス管 |
| 2 異型管 | 曲管、T字管、排水T字管、継ぎ輪、伸縮管、短管、片落管、帽、栓、フランジ管、フランジ蓋、人孔蓋 |
| 3 弁 | 制水弁、仕切弁、空気弁、補修弁、消火栓 |
| 4 管 | |
| 5 鉄蓋 | |
| 6 コンクリート製品 | |
| 7 パイプ | |
| 8 ジョイント | 押輪、特殊押輪、特殊割押輪、漏水補修金具、フランジ補強金具、メカニカル、ピクトリック |
| 9 その他 | |

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------|-----------|--------|---------------|--------------|-------------|
| (様式番号) | (様式名) | (適用条項) | (様式番号) | (様式名) | (適用条項) |
| 第1号様式～ | (略) | (略) | 第1号様式～ | (略) | (略) |
| 第37号様式 | | | 第37号様式 | | |
| <u>第38号様式</u> | <u>削除</u> | | <u>第38号様式</u> | <u>送金案内書</u> | <u>第48条</u> |
| 第39号様式～ | (略) | (略) | 第39号様式～ | (略) | (略) |
| 第79号様式 | | | 第79号様式 | | |

第三十七号様式及び第三十八号様式を次のように改める。

第 37 号様式（第 48 条、第 49 条関係）

送 金 通 知 書

| | |
|-----|--|
| No. | |
|-----|--|

(摘要)

| | |
|---------|------|
| 債権者住所氏名 | (住所) |
| | (氏名) |

| | | |
|-------|--|---|
| 支 払 額 | | 円 |
|-------|--|---|

上記の金額をこの通知書と引換えに出納金融機関でお受け取りください。
 出納金融機関で受け取ることができない場合は、口座のある取引金融機関へお問い合わせください。
 (ゆうちょ銀行は除きます。)
 その場合、代金取立手数料が発生します。
 なお、手数料は各金融機関により異なります。

年度
送金通知書番号

年 月 日
(三重県企業庁企業出納員) 印

ご注意

- この通知書により表記の金額を受領される方は、運転免許証、年金手帳、旅券、健康保険証等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面の提示が必要です。
- 本書発行の日から一年を経過したときは、銀行は支払をいたしませんので、なるべく早くお受け取りください。
- 本書を亡失したときは、直ちにその旨を支払銀行に通知し、支払の停止を請求してください。

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 委 任 状 | |
| 表記金額の領収を 年 月 日 | に委任します。 住所 氏名 (署名又は記名押印) |
| 領 収 書 | |
| 表記金額を領収しました。 年 月 日 住所 氏名 | 収入印紙 要・不要 |

備考 印紙税法の規定により印紙税を納めることとなっている場合は「要」に○印を、非課税の場合は「不要」に○印を付すること。

(規格 A 4 縦)

第38号様式 別添

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県企業庁長 山 口 武 美

三重県企業庁管理規程第二号

三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁取扱金融機関事務取扱規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(隔地払)</p> <p>第十六条 出納取扱金融機関は、企業出納員から会計規程第四十八条の規定に基づく隔地払の依頼を受けたときは、その手続を行うとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> | <p>(隔地払)</p> <p>第十六条 出納取扱金融機関は、企業出納員から会計規程第四十八条第一項の規定に基づく出納取扱金融機関を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、その手続を行うとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> |
| <p>(未払証明)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権決定の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、債権者から会計規程第四十九条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、前条の規定に準じて支払わなければならない。</p> | <p>2 出納取扱金融機関は、企業出納員から隔地払（出納取扱金融機関以外）送金依頼書（入金票）により会計規程第四十八条第二項の規定に基づく出納取扱金融機関以外を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、当該依頼書に基づく出納取扱金融機関振出しの小切手を企業出納員に送付しなければならない。</p> <p>(未払証明)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権判決の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、債権者から会計規程第四十九条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、前条第一項の規定に準じて支払わなければならない。</p> |

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|-----|-----|----|------------------|----|--------|--|------|----|-----|-----|----|---|----|---|
| 別表第2（第3条、第4条関係） イ・ロ（略） ハ 医療職給料表（三）等級別基準職務表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">（略）</th> <th style="text-align: center;">（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>1～3（略） 4・5（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>1～3（略）</td> </tr> </tbody> </table> | 職務の級 | 職務 | （略） | （略） | 5級 | 1～3（略） 4・5（略） | 6級 | 1～3（略） | 別表第2（第3条、第4条関係） イ・ロ（略） ハ 医療職給料表（三）等級別基準職務表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">（略）</th> <th style="text-align: center;">（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>1～3（略） <u>4 県立病院の室長の職務</u> 5・6（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>1～3（略） <u>4 県立病院の困難な業務を行う室長の職務</u> <u>5 困難な業務を行う主幹の職務</u></td> </tr> </tbody> </table> | 職務の級 | 職務 | （略） | （略） | 5級 | 1～3（略） <u>4 県立病院の室長の職務</u> 5・6（略） | 6級 | 1～3（略） <u>4 県立病院の困難な業務を行う室長の職務</u> <u>5 困難な業務を行う主幹の職務</u> |
| 職務の級 | 職務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5級 | 1～3（略） 4・5（略） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6級 | 1～3（略） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の級 | 職務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5級 | 1～3（略） <u>4 県立病院の室長の職務</u> 5・6（略） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6級 | 1～3（略） <u>4 県立病院の困難な業務を行う室長の職務</u> <u>5 困難な業務を行う主幹の職務</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| （職員賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三（略） | （職員賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 地方自治法第二百四十三条の二の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 地方自治法第二百四十三条の二の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三（略） （指定代理納付者による納入） 第二十八条の二 企業出納員は、納入義務者が、指定代理納付者（地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定により事業庁長が指定した者をいう。以下この条において同じ。）が交付し又は付与する証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入を納付せしめることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、企業出納員は、当該収入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当 |

| | |
|--|---|
| <p>(公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第二十九条 所属長は、法第三十三條の二において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、その旨を課の企業出納員に通知しなければならない。</p> | <p>該収入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該収入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該収入の納付がされたものとみなす。</p> <p>(私人に対する公金の徴収又は収納の委託)</p> |
| <p>第二十九条 所属長は、法第三十三條の二において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を私人に委託したときは、その旨を課の企業出納員に通知しなければならない。</p> | <p>第二十九条 所属長は、法第三十三條の二の規定により、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を課の企業出納員に通知しなければならない。</p> |
| <p>2 法第三十三條の二において準用する地方自治法第二百四十三條の二の五第一項に規定する事業庁長が定める収入は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 使用料</p> <p>二 手数料</p> | |
| <p>3 第二十七條及び第二十八條の規定は、法第三十三條の二において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者の収入の収納について準用する。この場合において、第二十八條第二項及び第三項の規定中「現金払込調書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。</p> <p>(委託事務の計算書)</p> | <p>2 第二十七條、第二十八條及び前條の規定は、収納事務の委託を受けた者の収入の収納について準用する。</p> |
| <p>第二十九條の二 法第三十三條の二において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により公金の徴収に関する事務の委託を受けた者は、毎月その収納について、別に定める計算書を作成し、関係書類とともに、翌月十日までに当該事務を所管する所属長を経て課の企業出納員に提出しなければならない。ただし、委託を解除されたとき、又は委託事務を完了したときは、速やかに当該計算書を当該事務を所管する所属長を経て課の企業出納員に提出しなければならない。</p> <p>(誤払金等の戻入)</p> | <p>2 第二十七條、第二十八條及び前條の規定は、収納事務の委託を受けた者の収入の収納について準用する。</p> |
| <p>第三十二條 所属長は、誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡し、若しくは概算払し、又は法第三十三條の二において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により支出に関する事務を委託した場合の精算残金(以下この条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定書(第四十二号様式)により返納額の決定を行うとともに、返納金戻入通知書(第十八号様式)を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第二十二條第三項の規定を準用する。</p> | <p>(誤払金等の戻入)</p> <p>第三十二條 所属長は、誤払又は過渡しとなった金額及び資金前渡し、若しくは概算払し、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金(以下この条において「誤払金等」という。)を返納させるときは、返納決定書(第四十二号様式)により返納額の決定を行うとともに、返納金戻入通知書(第十八号様式)を発行し、返納義務者に通知しなければならない。この場合における納付期限については、第二十二條第三項の規定を準用する。</p> |
| <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>(隔地払)</p> | <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>(隔地払)</p> |
| <p>第四十五條 (略)</p> | <p>第四十五條 (略)</p> <p>2 前項の場合において、債権者の申し出により取扱金</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(公金の支出の委託)</p> <p>第六十条 所属長は、法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に関する事務を委託したときは、その旨を課の企業出納員に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により支出に関する事務の委託を受けた者は、その支出の結果を別に定める報告書により課の企業出納員へ報告しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により支出に関する事務の委託を受けた者は、決算時に当該年度分の支出の結果を課の企業出納員を経て事業庁長に報告しなければならない。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第百三十三条 令第二十一条の十三第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>2 令第二十一条の十三第一項第三号及び第四号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> | <p>金融機関以外の金融機関から支払をしようとするときは、企業出納員は、取扱金融機関にその手続きをさせるとともに、取扱金融機関振出しの小切手に送金案内書(第五十一号様式)を添えて債権者に送付しなければならない。</p> <p>(支出事務の委託)</p> <p>第六十条 所属長は、令第二十一条の十一第一項の規定により私人に支出の事務を委託したときは、その旨を課の企業出納員に通知しなければならない。</p> <p>2 第五十条から第五十四条までの規定は、別に定めのあるもののほか支出事務の委託を受けた者について準用する。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第百三十三条 令第二十一条の十四第一項第一号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>2 令第二十一条の十四第一項第三号及び第四号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> |
|--|--|

様式目次中「五十一 第四十五条 第十九号様式を次のように改める。

送金案内書」を「五十一 削除」に改める。

第19号様式（第15条、第45条、第46条関係）

送 金 通 知 書

| | |
|-----|--|
| No. | |
|-----|--|

(摘要)

| | |
|---------|------|
| 債権者住所氏名 | (住所) |
| | (氏名) |

| | | |
|-------|--|---|
| 支 払 額 | | 円 |
|-------|--|---|

上記の金額をこの通知書と引換えに

出納取扱金融機関

でお受け取りください。

出納取扱金融機関で受け取ることができない場合は、口座のある取引金融機関へお問い合わせください。

(ゆうちょ銀行は除きます。)

その場合、代金取立手数料が発生します。

なお、手数料は各金融機関により異なります。

年度

年 月 日

送金通知書番号

(三重県病院事業企業出納員)

印

ご注意

- この通知書により表記の金額を受領される方は、運転免許証、年金手帳、旅券、健康保険証等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面の提示が必要です。
- 本書発行の日から一年を経過したときは、銀行は支払をいたしませんので、なるべく早くお受け取りください。
- 本書を亡失したときは、直ちにその旨を支払銀行に通知し、支払の停止を請求してください。

| | |
|---------------|--------------|
| <u>委 任 状</u> | |
| 表記金額の領収を | に委任します。 |
| 年 月 日 | |
| 住所 | |
| 氏名 (署名又は記名押印) | |
| <u>領 収 書</u> | |
| 表記金額を領収しました。 | |
| 年 月 日 | |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| | 収入印紙 要・不要 |

備考 印紙税法の規定により印紙税を納めることとなっている場合は「要」に○印を、非課税の場合は「不要」に○印を付すること。

(規格A4縦)

第五十一号様式を次のように改める。

第51号様式 監査

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁出納取扱金融機関事務取扱規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(隔地払)</p> <p>第十五条 出納取扱金融機関は、企業出納員から会計規程第四十五条の規定に基づく隔地払の依頼を受けたときは、その手続を行うとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> | <p>(隔地払)</p> <p>第十五条 出納取扱金融機関は、企業出納員から会計規程第四十五条第一項の規定に基づく出納取扱金融機関を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、その手続を行うとともに、債権者に対し送金通知書と引換えに現金を支払わなければならない。</p> <p>2) 出納取扱金融機関は、企業出納員から隔地払（出納取扱金融機関以外）送金依頼書（入金票）（第五号様式）により会計規程第四十五条第二項の規定に基づく出納取扱金融機関以外を支払先とする隔地払の依頼を受けたときは、当該依頼書に基づく出納取扱金融機関振出しの小切手を企業出納員に送付しなければならない。</p> |
| <p>(未払証明)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権決定の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、債権者から会計規程第四十六条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、前条の規定に準じて支払わなければならない。</p> | <p>(未払証明)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 出納取扱金融機関は、債権者から小切手亡失に係る除権判決の正本又は謄本の提示を受けたときは、当該債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関は、債権者から会計規程第四十六条第三項に基づく「再発行」の表示をした送金通知書の提示を受けたときは、前条第一項の規定に準じて支払わなければならない。</p> |

様式目次中「五 第十五条 隔地払（出納取扱金融機関以外）送金依頼書（入金票）」を「五 削除」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式 監査

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

地 域 機 関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令
 三重県職員の服務に関する訓令（昭和55年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---------|
| 第20条（略） <u>（危機管理統括監の服務）</u> 第20条の2 <u>危機管理統括監は、本来の職務に伴って、</u> <u>通常の勤務時間外において、県民等の生命又は財産を</u> <u>保護するための非常勤務に従事するために、その勤務</u> <u>する庁舎に近接する場所に居住しなければならない。</u> | 第20条（略） |

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
